

第1章

計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 計画策定のための体制
- 5 日常生活圏域の設定

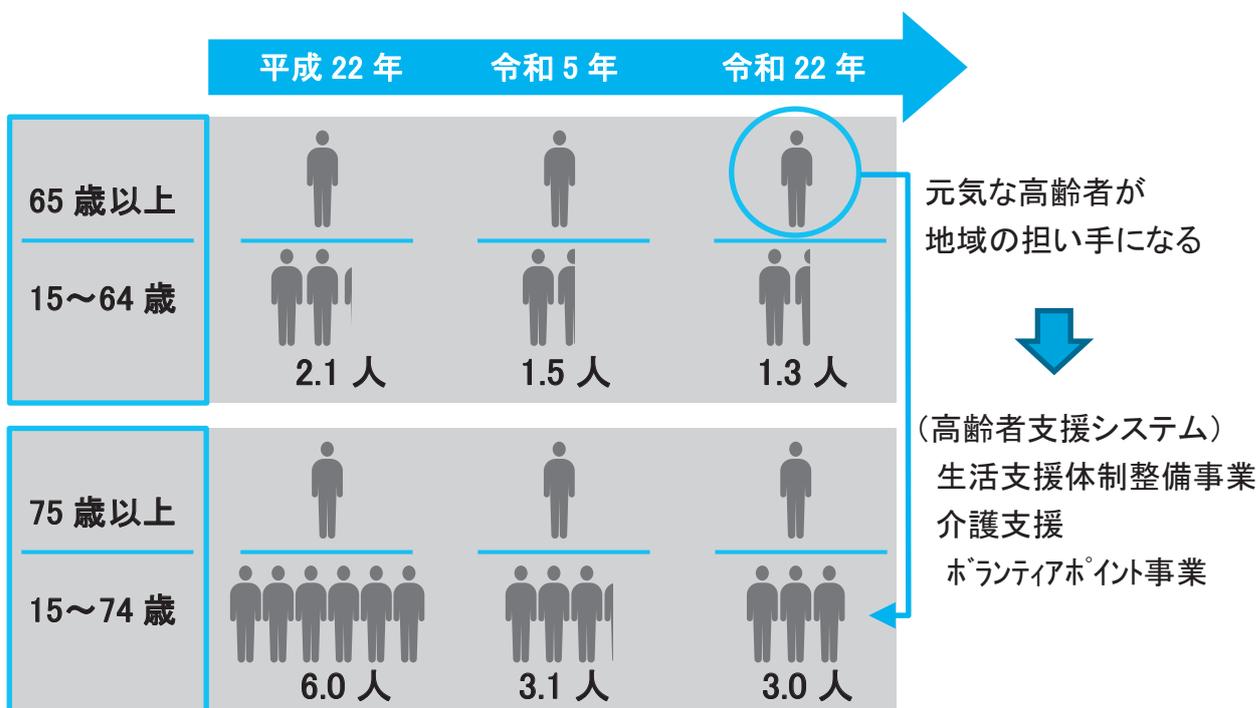
1 計画策定の背景

(1) 高齢化の状況とこれまでの取組

●我が国では、生産年齢人口の減少が加速する中で、2025年に団塊の世代が全員75歳以上に、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化の更なる進展が見込まれます。

●本市の高齢化率は36.2%（令和5年10月1日現在）と、全国、山口県よりも先行して高齢化が進んでおり、かつ、上昇傾向が続いています。また、平成30年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回るなど、後期高齢者の増加傾向が続いていますが、近い将来減少に転じることが見込まれます。一方で、介護ニーズの高い85歳以上人口は、今後も増加することが見込まれます。

●こうした高齢化の進展にいち早く対応するため、平成24年度を「地域包括ケア元年」と捉え、第5期計画では「医療介護連携システム」の構築に向けた取組を、第6期計画では、地域が支える地域包括ケアの視点から、「生活支援体制整備事業」や「介護支援ボランティアポイント事業」など、「高齢者支援システム」の構築に向けた取組を進めてきました。第7期計画及び第8期計画では、これまでの取組を更に推進するため、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を重点目標として掲げ、強化を図ってきたところです。



※基準日：平成22年・令和5年（住民基本台帳各10月1日）
：令和22年（推計値：コーホート変化率法）

(2) 国の動向と第9期計画のポイント

●第9期計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えます。さらに、2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急減が見込まれます。また、高齢化のスピードや介護ニーズの動向は都市部と地方など地域ごとに大きく異なり、地域差の拡大も見込まれます。

●こうした状況を踏まえ、第9期計画策定に対する国の基本的な考え方（基本指針）が示され、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を計画に位置付けていくことが求められています。

第9期介護保険事業計画における一層の充実が求められる3つの基本的な事項
(第9期介護保険事業計画 基本指針より)

① 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある。
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及が重要である。

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実化について集中的に取り組むことが重要である。
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要である。
- ・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備が必要である。

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

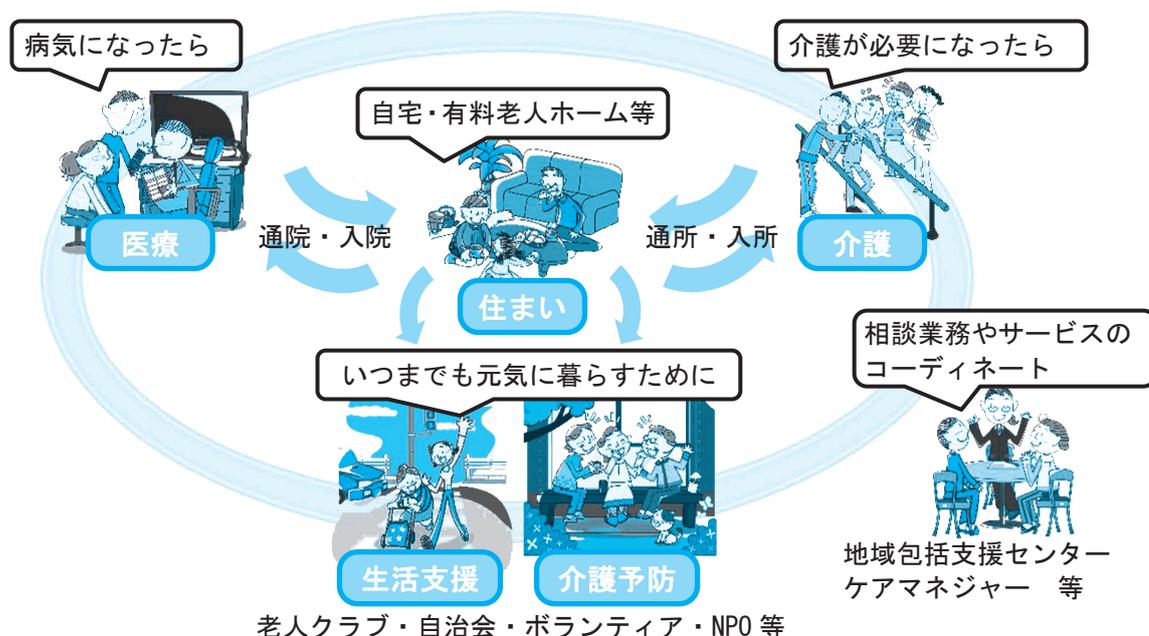
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することが必要である。
- ・介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することが重要である。

●こうした高齢化の状況とこれまでの取組、国の動向等を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、**地域包括ケアシステムの深化・推進**を図るため、「光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定します。

～地域包括ケアシステムとは～

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防（疾病予防・介護予防）、生活支援（掃除・買い物・ごみ出し等）、住まいが一体的、包括的に提供される地域の支援・サービス提供体制をいいます。

（例）高齢者が疾病を抱え要介護状態になりながらも、地域で暮らし続けるためには、医療・介護サービスの充実だけでなく、高齢者の生活を地域全体で支えていく仕組みが必要です。



2 計画の位置付け

●本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画である「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」に当たる法定計画であり、これらの法律の規定に基づき、一体的に策定するものです。

計画	計画の目的	根拠
高齢者保健福祉計画	高齢者の介護保険以外のサービスや生きがいがいくなど、地域における福祉水準の向上を目指す計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険給付サービスの見込量とその確保等、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定めた計画	介護保険法第117条

●本計画は、「光市総合計画」を上位計画とし、「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」の理念を踏まえて策定するものです。また、第3次光市総合計画と同様、本計画においても、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念を取り込みます。

「光市総合計画」

第3次光市総合計画では、分野別計画の基本目標3「安全・安心に包まれて人が心ゆたかに暮らすまち」－重点目標1「心ゆたかに生き生きと暮らすために」の政策2として、「生き生き高齢社会の実現」を掲げています。

本政策における基本方針に基づき、医療や介護を含めた様々な生活支援などのサービスを包括的かつ継続的に提供できる「地域包括ケアシステムの深化・推進」に努めるとともに、介護予防や認知症予防、健康づくりに積極的に取り組むなど、高齢者の生涯現役社会の実現に向けた環境の整備を図ります。

「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」

光市地域福祉計画では、「自助・互助・共助・公助」について、次のとおり定義しています。この定義に基づき、住民同士の助け合いや地域による支え合いの仕組みづくり等を推進します。

自助	自分でできることを自分でする、自らの健康管理（セルフケア）など
互助	インフォーマルな相互扶助（ボランティア活動、住民組織の活動など）
共助	社会保険のような制度化された相互扶助（介護保険制度及びサービスなど）
公助	公費を財源とした公的な福祉サービス（生活保護など）

（参考）平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

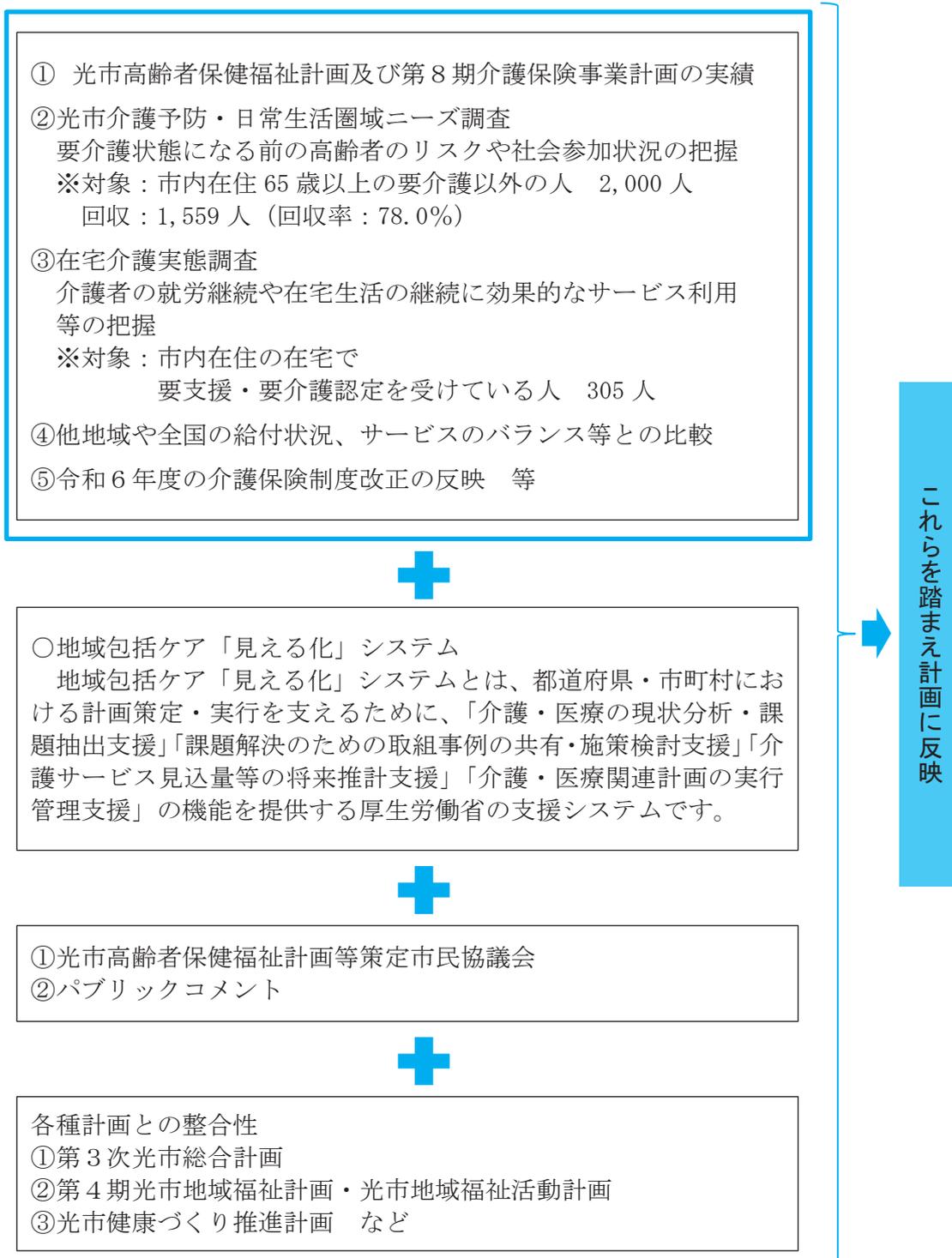
3 計画期間

- 令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。
- 第9期計画では、計画期間中に第8期計画までで目標としていた、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えるため、第3次光市総合計画の「ひかり未来展望」と整合性を図るとともに、国の基本指針において中長期的な目標を示すとされていることを踏まえ、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を展望するなど中長期的な視点を持って策定しました。

R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029		R22 2040
第8期										
	引き継ぐ		第9期			第10期			展望	
			団塊の世代が 全員75歳以上 となる2025年 を迎える							

4 計画策定のための体制

●本計画は、制度改正などの動向や現計画の実績、各種計画との整合性を図るとともに、市民協議会や光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、パブリックコメントにより市民の意見等を反映しながら策定しました。



5 日常生活圏域の設定

- 「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活ごとの圏域に区分けを行ったものです。
- 本市では、こうした状況等を踏まえ、高齢者が地域におけるサービス利用体系をより理解しやすく、連携の取りやすい環境にするため、第8期計画に引き続き、4つの圏域を日常生活圏域として定めます。



【圏域ごとの人口】

(基準日：令和5年10月1日)

区分	人口	高齢者人口	高齢化率
浅江地区	14,776人	4,985人	33.7%
島田・上島田・三井・周防地区	12,512人	4,465人	35.7%
光井・室積地区	15,450人	5,475人	35.4%
大和地域	6,267人	2,824人	45.1%
合計	49,005人	17,749人	36.2%